

判決概要 (R6.3.13 福島地裁判決)

判決の概要	
判決日	令和 6 年 3 月 13 日 (事件番号 : 平成 29 年(ワ)第 164 号、平成 30 年(ワ)第 55 号)
裁判所	福島地方裁判所いわき支部
裁判官	[裁判長裁判官] 三井大有、[裁判官]有本祥子、佐藤秀海
請求内容の概要	福島県のいわゆる被災 12 市町村 (具体的な居住地は、A 地区の B 町のほか、C 市、D 町、E 町、F 町、G 町及び H 町) に居住していた原告らが、本件事故によって、避難生活を余儀なくされ、また、地域社会 (故郷) が剥奪されたことによって精神的損害を被ったと主張し、主位的に民法 709 条に基づき、予備的に原賠法 3 条 1 項本文に基づき、避難慰謝料及び故郷剥奪慰謝料等を請求する事案。
判決の概要 (損害論)	○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について : ・避難を余儀なくされた慰謝料 (①) について 原告らは、必要な情報も十分に得られない状況下で、他所への避難や屋内退避を強いられ、居住移転の自由等に対する重大な制限を受けた。そして、職業生活や学校生活のみならず日常生活や社会生活、場合により家族関係すらも突如断絶させられるような事態に陥り、大変な精神的苦痛を受けたものと認められることから、避難を余儀なくされたこと自体に対する慰謝料額を評価することが、被害救済の見地からも損害の公平な分担の見地からも相当。その慰謝料の額は、帰還困難区域及び居住制限区域に居住していた原告らの精神的苦痛が著しく大きかったと認められることから、1 人当たり 150 万円を認めるのが相当 (P21) 。 ・避難継続慰謝料 (②) について 不安かつストレスの多い中、心の平穏を保てないまま不便な生活を続けざるを得ないこと等に係る精神的損害を填補するために、避難を余儀なくされた慰謝料のほかに、避難継続慰謝料を認めるべきである。その金額の算定に当たっては、原賠審が定めた中間指針等 (特に第五次追補) を踏まえ、被告が帰還困難区域及び居住制限区域等について 1 人当たり 850 万円の支払を行うこととしており、被告の責任を考慮すると、その額は相当なものと考えられる (P22) 。 ・故郷喪失・変容慰謝料 (③) について 生活者の生活基盤たる「故郷」は、法的保護に値する重要な利益であり、「故郷」が毀損されたことにより原告らが受けた精神的損害に対する慰謝料を、避難を余儀なくされ、またそれを継続せざるを得なかったことに係る慰謝料とは別に認めるのが相当であり、慰謝料額の算定に当たっては、本件事故当時、原告らが生活基盤を置いていた生活の本拠たる地に設定された避難指示ごとに区分して定めるのが合理的 (P22～23) 。

	○損害額（慰謝料額）について： ・原則として、避難指示等の区域ごとに ① 帰還困難区域について、合計 1600 万円（P23） ①150 万円 ②850 万円（※月額 10 万円×85 か月（H23.3～H30.3）） ③600 万円 ② 居住制限区域について、合計 1130 万円（P23） ①150 万円 ②850 万円（※月額 10 万円×85 か月（H23.3～H30.3）） ③130 万円 ○中間指針について： ・特段の言及なし。
--	---

（参考）類型化された認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との比較

	帰還困難区域	居住制限区域												
認定慰謝料額	1600 万円	1130 万円												
	<table><tr><td>避難を余儀なくされた慰謝料</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>避難継続慰謝料</td><td>850 万円</td></tr><tr><td>故郷喪失慰謝料</td><td>600 万円</td></tr></table>	避難を余儀なくされた慰謝料	150 万円	避難継続慰謝料	850 万円	故郷喪失慰謝料	600 万円	<table><tr><td>避難を余儀なくされた慰謝料</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>避難継続慰謝料</td><td>850 万円</td></tr><tr><td>故郷変容慰謝料</td><td>130 万円</td></tr></table>	避難を余儀なくされた慰謝料	150 万円	避難継続慰謝料	850 万円	故郷変容慰謝料	130 万円
	避難を余儀なくされた慰謝料	150 万円												
	避難継続慰謝料	850 万円												
故郷喪失慰謝料	600 万円													
避難を余儀なくされた慰謝料	150 万円													
避難継続慰謝料	850 万円													
故郷変容慰謝料	130 万円													
第五次追補を踏まえた 東電基準	1580 万円	1130 万円												
中間指針ないし 中間指針第五次追補	1580 万円	1130 万円												
確定 7 判決での 認定額	1500～1850 万円	950～1200 万円												